

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十四号

クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第一条 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号までの様式及び別記様式第八号中「㊦」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第9号 (第9条関係)

(略)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

年 月 日

(略)

(略)	
本 籍 (国 籍)	都道 府県
旧 姓 ・ 通 称 名 (併記を希望する場合)	(氏) (名)
(略)	

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は抄本。旧姓の併記を希望する者については、戸籍謄本、抄本又は本籍及び旧姓が記載された住民票の写し）

〔 外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。通称名の併記を希望する者については、通称名が記載されていること。） 〕

注 1 (略)

2 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。

3 外国人にあつて、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

4 (略)

改正前

様式第9号 (第9条関係)

(略)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

年 月 日

(略)

(略)	
本 籍 地 (都 道 府 県 名)	
(略)	

添付書類 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本又は抄本）

〔 外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。） 〕

注 1 (略)

2 (略)

様式第10号 (第10条関係)

	(略)	
クリーニング師免許証再交付申請書		年 月 日
広島県知事様		
郵便番号		
住 所		
氏 名		
生年月日		年 月 日
電話番号		
(略)		
(略)		
免 許 年 月 日	(略)	
旧 姓 ・ 通 称 名	(氏)	(名)
(併記を希望する場合)		
(略)		

添付書類 1 免許証 (汚損した場合)

2 旧免許証に旧姓の併記がない者で、新たに旧姓の併記を希望する者については、戸籍謄本、抄本又は旧姓が記載された住民票の写し

3 外国人にあつて、旧免許証に通称名の併記がない者で、新たに通称名の併記を希望する者については、通称名が記載された住民票の写し

注 1 (略)

2 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。

3 外国人にあつて、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

4 (略)

様式第10号 (第10条関係)

	(略)	
クリーニング師免許証再交付申請書		年 月 日
広島県知事様		
郵便番号		
住 所		
氏 名		(印)
生年月日		年 月 日
電話番号		
(略)		
(略)		
免 許 年 月 日	(略)	
(略)		

添付書類 免許証 (汚損した場合)

注 1 (略)

2 (略)

様式第11号 (第11条関係)

(略)

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住 所
氏 名
生年月日
電話番号
(略)

年 月 日

	変更前		変更後	
本籍 (国籍)	都道府県		都道府県	
氏 名	(氏)	(名)	(氏)	(名)
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)				
(略)				

添付書類 1 (略)
2 戸籍謄本又は抄本 (併記された旧姓の削除のみの場合は不要。旧姓の併記のみを希望する場合は、これらに代えて旧姓が記載された住民票の写しも可)
3 外国人にあつては、変更のあつた事項について記載のある住民票の写し (併記された通称名の削除のみの場合は不要)

注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
2 外国人にあつて、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。
3 (略)

様式第11号 (第11条関係)

(略)

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住 所
氏 名
生年月日
電話番号
(略)

年 月 日 印

変更前	氏名	本籍	都道府県	
変更後	氏名	本籍	都道府県	
(略)				

添付書類 1 (略)
2 戸籍謄本又は抄本

注

(略)

別記様式第十二号及び別記様式第十三号中「㊦」を削る。

(理容師法施行細則の一部改正)

第二条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第四号から別記様式第八号までの様式中「㊦」を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

第三条 美容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号及び別記様式第四号から別記様式第八号までの様式中「㊦」を削る。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和四十七年広島県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第五号までの様式中「㊦」を「

㊦」に改め、「㊦」を削る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第五条 旅館業法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号から別記様式第六号までの様式及び別記様式第十号中「㊦」を削る。

(興行場法施行細則の一部改正)

第六条 興行場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第六号から別記様式第八号までの様式中「㊦」を削る。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第七条 公衆浴場法施行細則(昭和五十五年広島県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第五号及び別記様式第七号から別記様式第九号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現にあるものについては、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の様式でしている申請その他の手続は、この規則による改正後の各規則の様式による申請その他の手続とみなす。